

第1回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和6年7月22日(月)午後3時～午後3時52分

2 場 所 青森第二合同庁舎1階 共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	森越賃金室長	木村室長補佐	高山賃金指導官

4 開会

(事務局 室長補佐)

それでは定刻となりましたので、ただ今より第1回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、全員出席されておりますことを報告いたします。

また、本日の専門部会は、公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、8名の方から傍聴の申し込みがなされましたが、2名の方が欠席となり、本日は6名の方が傍聴されていることを報告いたします。

なお、本日は、第1回目の専門部会ですので、部会長と部会長代理を選出することとなります。選出されるまでの進行を、事務局が努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

賃金室長の森越でございます。よろしくお願いいたします。

部会長・部会長代理が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

7月17日付けをもちまして、皆様を専門部会委員に任命させていただいております。

専門部会委員の辞令につきましては、誠に失礼ながら、皆様の席上に置かせていただいております。交付に代えさせていただきますと思います。

また、委員名簿につきましては、皆様に配付させていただいております資料の1ページ、資料No.1に専門部会の委員名簿が載っております。

また、資料の右下に通しページを付しておりますが、46ページをご覧くださいと思います。46ページから資料No.11-1・2・3・4といたしまして、青森医療労働組合連合会、49ページに全国福祉保育労働組合青森支部、51ページに生活協同組合コープ青森労働組合、53ページに青森県地域一般労働組合ひだまりユニオンと、それぞれの意見書・意見陳述書の写しを添付しております。

このうち、青森県医療労働組合連合会を除く3団体の方から、本日意見陳述の申出を受けております。

本日の専門部会は、第1回目となりますので、主として、部会長及び部会長代理の選任を行うこと、また、諮問に伴う関係労使の意見聴取の公示をしたところ、意見書の提出及び意見陳述の申出がありましたので、その意見聴取をするために開催するものでございます。

それでは、開会にあたりまして、上野労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

(事務局 労働基準部長)

青森労働局労働基準部長の上野でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

また、日頃より労働基準行政の推進にあたりまして、格別のご理解とご協力を賜りますことを深く感謝申し上げます。

さて、本日は、7月4日に改正諮問いたしました、青森県最低賃金について、実質的な金額審議を行う青森県最低賃金専門部会を立ち上げさせていただき、本日第1回の会合ということになります。

また、諮問に伴い、関係労使の意見聴取について公示をいたしましたところ、ただいま賃金室長から申し上げた4団体から意見陳述書の提出があり、その内3団体から意見聴取を行うこととしております。

金額改正の目安につきましては、本日現在、中央最低賃金審議会の答申がまだ行われていない状況でございますが、今後示されるであろう目安を参考にさせていただき、忌憚のない審議をいただければというふうに思っております。

また、現在、事務局で集計作業を行っております県内労働者の賃金分布状況の実態調査結果がまとまり次第、資料として提出することを予定しております。これらを参考にいただきながら、青森県の雇用経済情勢等を勘案した適正な最低賃金について、調査審議をいただくようお願い申し上げます。

専門部会委員の皆様方には、本日をキックオフといたしまして、大変お骨折りをいただくこととなりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(賃金室長)

続きまして、専門部会の部会長と部会長代理の選出に入らせていただきます。

最低賃金法第25条第4項の規定によりまして、本審議会と同様、部会長及び部会長代理は、公益委員の中から選出することとされております。

事務局といたしましては、石岡委員に部会長を、森宏之委員に部会長代理をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(賃金室長)

異議なしの声をいただきましたので、部会長に石岡委員、部会長代理に森宏之委員が選出されました。よろしく願いいたします。

それでは、以後の議事進行は、石岡部会長にお願いいたします。

(石岡部会長)

それではよろしく願いいたします。

議題に入りますが、「1 青森県最低賃金改正にあたっての意見陳述」についてです。

本日は、全国福祉保育労働組合青森支部、生活協同組合コープ青森労働組合、及び青森県地域一般労働組合から意見陳述の申出がありましたので、意見をお聴きすることといたします。

最初の陳述人を案内してください。

それでは、陳述人より自己紹介をお願いできますか。

(川村陳述人)

私は、全国福祉保育労働組合の青森支部で執行委員をしております、川村則子(かわむらのりこ)と申します。

本日は委員長の三上が来る予定でしたけれども、業務都合がありまして、代わりに私が発言いたします。

(石岡部会長)

それでは事務局から、事前にお聞きかと思えますけれども、7分から8分位で、意見書に沿った形でご意見をいただければと思います。

それでは、全国福祉保健労働組合青森支部の川村則子さん、よろしく願いいたします。

(川村陳述人)

よろしく願いいたします。この機会を感謝いたします。

福祉保育労働組合は、福祉の職場ということで、赤ちゃんからお年寄りまでをケアする職業でございます。主に保育に携わる方が多いので、そこを中心としたお話になります。

ここ10年以上前からだんだん保育の仕事が増えてきています。一人で見る子どもの数が増え、やらなければいけない仕事も増えていきます。施設を増やしても仕事の負担は大きくなって、賃金が安いために離職する人が後を絶ちません。

もっと深刻であることは、若い人がこの仕事を選択してくれないということです。

全国的に福祉の職場は賃金が低いのですが、青森県は全国的に比較しても賃金が低い水準にあり、同じ子どものケアや教育に携わっていても、賃金が低いため

に地元、県内の職場を選ばないで県外に出ていく人が多くいます。

そのために政府では手当として、保育士に 9,000 円、介護士には 6,000 円というように手当を出しているのですが、基本給やベースアップとしての引き上げをやらないで、手当という形で出しております。それも施設に振り分けられたものを人件費に充てず、一人一人に十分にその金額が賃金として充てられていないところもあります。

賃金が低いけれどもやりがいがある仕事だということで、我慢して働く人もたくさんいるのですが、離れていく人も多いです。やりがいがあって働いているのですが。

職場ではジェンダーの問題もあり、男性も女性も仕事に就いていますが、男性は賃金が低いので、非常に定着率が低いです。

それともう一つは正規の職員と、非正規の職員の賃金の格差が生じているという問題もあります。

そして、離職者が多くなると、すぐに次の人が入ってこないために、今いる人たちの業務の負担が増え、利用者とか子どもの命に係わることもありますので、その分、事務の仕事を時間外にしたり、家に帰ってからやりながらも賃金には反映されないことも多くあります。休む時間もほとんどなかったり、賃金の低さから不安感とか不満感もあり、非常に緊張した気持ちで仕事をすることもあります。

最後になりますが、全労連が実施している最低生計費試算調査でも、地域を問わず単身の若者が十分に暮らせる額として 25 万円が必要とありますが、家庭を持った家族が増える年代ではもっと必要です。実際こんなに貰っていないので、こんなになったらすごいなという賃金水準の現場です。

福祉の施設は、生活や地域になくってはならない必要不可欠なところですよ。

どんな状況でも、災害があっても、何があってもノンストップで稼働していかなければならない場所ですので、そういうところで働きがいを持って働きたいと願います。生活が安定して、安心して働いていけるだけの賃金が保障されるような最低賃金の引き上げを実現していただきたいというのが私たちの願いです。

昨年度は、少し大目の引き上げはありましたが、全国のレベルからいけばまだまだなので、一旦出ていった人たちが帰って来られない、帰りたくても「この賃金では、ちょっと生活が。」という人が私の周りにもたくさんいます。若者が出ていったとしても帰ってこられるような、安心して生活できるような青森県にしていきたいなというのが私たちの願いです。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

ただ今の意見に関して、何か皆さんの方からご質問等はございませんか？

(秋田谷委員)

大変ご苦勞をされていると受け止めたのですが、今のお話で離職率が高いというお話が何回も出てきましたが、おおよそどれくらいの離職率でございますか？

(川村陳述人)

離職する人がよくみられるということですが、離職率のデータを今は持ち合わせておりません。

(秋田谷委員)

なるほど。分かりました。

(石岡部会長)

よろしいですか？

他には何かございませんか？

(中野委員)

私からよろしいですか？中野でございます。

お伺いしたいのは、先ほど正規の方と非正規の方がいらっしゃるということでしたが、正規と非正規の割合はどのくらいでしょうか？

(川村陳述人)

その職場によって様々であり、データとしては持っていませんが、正規に代わる者として、正規のお手伝いのような形で非正規の方がいらっしゃるという感じでは。

(中野委員)

先ほどの補足ですけれども、今若い職員で離職される方も増えてきていますとありました。

それぞれの施設によっても、職員さんの必要な配置数もあるかと思うんですが、お子さん一人当たりの配置基準等もある中で、正規のところを非正規で何とか補わざるを得ないことから非正規の比率が高くなってきているのかどうなのかなというのが気になったものですから。そういう意味で非正規の割合が増えていらっしゃるのか、例えば、今まで3割だったのが4割になってきている、というようなことがあるのかなと思ひまして伺う次第です。

(川村陳述人)

結局、正規だとフルタイムで24時間の交代制になったりして、いろんな時間のローテーションに入らなきゃいけないんですけど、非正規だと何時から何時まで

という限られた時間の中で働きたい時間を計算して働いているということになります。

(石岡部会長)

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか？

それでは以上で意見聴取を終わりたいと思います。

川村さん、どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

では、次の方をお願いします。

それでは最初に自己紹介をお願いできますか？

(小田桐陳述人)

私は、生活協同組合コープ青森という宅配や店舗の事業をしている事業所の労働組合の中央副執行委員長をしております、小田桐幸子（おだぎりさちこ）と申します。よろしく願いいたします。

(石岡部会長)

ありがとうございます。事務局から事前にお話聞いているかと思えますけれども、書面を出していただいていますので、だいたい時間では7～8分ぐらいで、提出していただいた書面をベースにお話いただければと思います。

それでは、生活協同組合コープ青森労働組合の小田桐幸子さんから意見陳述をお願いします。

(小田桐陳述人)

この度、青森地方最低賃金審議会において、意見を述べる機会をいただきましてありがとうございます。

昨年、最低賃金が45円上がり、秋の賃金改定時に、私の働く職場のパートさんは、時給が最低賃金を下回ることから、春を待たずにその時点で時給が10円上がりました。

一時金を時給に組み込んでいるパートさんもいますので、そこは11円上がりました。ありがとうございます。

正規職員は、秋の段階では変わりませんでした。今年の春、若年層に重きを置いたベースアップがありました。正規職員は1日8時間勤務、休日106日で働いていますので、年間労働日数が259日、それを12か月で割り、月給を時間換算すると、高卒の転勤をともなわないエリア正規職員は最低賃金を下回ることが分かりました。

理事会との協議の中でこのことを指摘したところ、今年の春ベースアップが行われました。

最低賃金改定前、転勤をともなう正規職員高卒の月給を時間換算すると、新採

用から3年目にならなければ、転勤をともなわないエリア正規職員の場合は、25歳にならなければ、宅配で4年以上働く一時金ありのパートの時給に追いつけない状況で働いていました。

さらに宅配で4年以上働く、一時金を月額に組み込んでいるパートさんの時給には、転勤のある一般正規は22歳、エリア正規職員では28歳にならないと追いつけない状態でした。

それまで現場では正規職員は非正規職員さんより1時間勤務時間が長いにもかかわらず、「給料いくらだった？」みたいな話し合いもなく終わっていたんですが、「正規職員なのに非正規職員さんよりも給料が少ない。」という声が2回ほど聞かれ、それで私の方でも、どうなんだろうということで、時給換算して調べてみると次第です。

昨年45円の引き上げが行われたことで、ようやく正規職員の給与体系も問題であると意識され、改善されました。

昨年、意見陳述で述べさせていただいた通り、「暮らしていくには足りない。」「一時金をもって毎月の生活を支えている。」という声の通り、パート・正規ともに苦しい暮らしをしているとの声がありました。

働き方にかかわらず、最低賃金の改定が私たちの暮らしに直結しています。

私の職場は、値上げにつれて、実質賃金の上げ幅が小さくなり、最終的には賃金が上がらないという体系で働いています。

当初理事会の提案は若年層に重きを置いたベースアップとして、若年層は賃金が上がるけれど、若年層以外ではベースアップなしのところもあるというものでした。話し合いを重ねてベースアップなしのところも、月2,000円上がるという賃金体系として今年度スタートしました。

賃金が上がった喜びがあるものの、光熱水費や食料品・日用品など、あらゆるものの物価高騰が続くなかで、依然として生活実感としては苦しく、最低賃金アップによるベースアップがなければ、どれほど大変だったろうと思います。

これから物価も上昇せず、税金も上がることがない状況であればと思いますが、そうでなければまた、節約しても苦しい、働いているのに暮らしていくにも不安を感じる、そういう状況が来るかと思うと、心配な気持ちになります。

節約というと聞こえはいいのですが、節約もし過ぎると生活の質を落として暮らすということで、気持ちの余裕がなくなり、先々の生活に対しても不安になります。節約を続ける生活を迂闊に改める気持ちになれないというのが、実質の賃金が下がっていて、そこから抜けられない状態なのだと感じます。

収入の額や何人で家庭を支えているかなどで、状況は変わりますが、どこで働いていても安心できる、どこの県で働いても同じだから地元で働こう、あるいは、地元に戻っておいでよと思える場所になって欲しいです。

安心して暮らしたいです。

以上で発言を終わります。

(石岡部会長)

ありがとうございました。ただ今のご意見に対して、何か委員の方々からご質問等はございませんか？

(秋田谷委員)

小田桐さん、ありがとうございました。

エリア正規職員の方が時給換算すると最低賃金を下回っているとおっしゃっていたんですが、毎年とか、辞められときに採用していると思うんですけども、募集すると入りたいという方は来られるのでしょうか？人員が不足して、例えばハローワークに求人を出して、定員を賄えるような方が、就職を希望して受けに来てくれるのでしょうか？

(小田桐陳述人)

現状、欠員の状態で働いています。本来であれば営業活動をする担当がある程度いるんですけども、配達する人が足りないということで、ほぼ配達だけやっている事業所もありまして、場所によって違うんですけども、人が足りないところは、本来やるべき業務が全くできなくて、配達だけやっているという事務所もあります。

(秋田谷委員)

ありがとうございました。

それから今、物価が高くて価格がすごく上がっていて、買い物していてもすごく感じるんですけども、その配達する商品の内容とか客単価というのは、変わってきたりしているのでしょうか？

要は、今までだと買い物、配達する買い物で 5,000 円ぐらいで十分買えたものが、だんだん購入されるものが安くなっていたりとか、少なくなっていたりとか、そういうのを、もし肌で感じる場所があればちょっとお聞きしたかったのですが。

(小田桐陳述人)

私自身は宅配の現場で働いていないので詳しくないのですが、以前と同じように買ってもらおうというより、少しずつ買ってもらっているという状況です。去年まではよかったんですけど、今年は客単価が下がっています。

(石岡部会長)

わかりました。ありがとうございました。

他にご質問は？

(森宏之委員)

意見陳述書と今ご説明いただいた中で、一時金ありのパートさんと、一時金なしのパートさんという表現がございますが、この一時金あり・なしというのは、具体的にはどういう違いがあるのでしょうか？

(小田桐陳述人)

元々、一時金があるパートさんしかいないところだったんですけども。募集しても人がどうしても集まらないということで、時給に一時金を組み込んだパートさんを作ったという実態です。

(森宏之委員)

ということは、当初の給与体系と手当的なものを組み込んだ、別の給与体系があるということですかね、一時金ある給与体系と一時金なしの給与体系というのは？

(小田桐陳述人)

はい、そうです。

(森宏之委員)

では、同一労働同一賃金ということではない？

(小田桐陳述人)

そこにあまり差が出ないように配慮して、元々一時金ありのパートさんのところが本来もっと貰ってもいいような気がするんですけども。一律に合わせて抑えているという形で、バランスをとっているような気がします。

(森宏之委員)

そうですか。

ということは同じパートさんでも、最初から賃金に差があったってことですか？

(小田桐委員)

そうです。

(森宏之委員)

差があったから、低い方にちょっと高い方の金額に上乘せしている。それを一時金と言っているということでしょうか？

それとも一時金ということは、何かの拍子にそれはとっているニュアンスですか？

それとも、いわゆる差額を調整している調整金なのか、あるいは条件が変わればその一時金はなくなるというものなのか？

(小田桐陳述人)

うちのパートさんの場合は、年間で1.1か月分という一時金の額で、それを12か月それぞれの時給に割っているという形でやっています。

その1.1か月分というのが、元からいるパートさんが貰っているその一時金の実態に合っているということで、その金額でやっているという形です。

(石岡委員)

実態的には賞与の分割払いみたいな感じですかね？

(小田桐陳述人)

そうです。

(石岡委員)

賞与だから出すこともあれば、出さないこともあるとか、増やすこともあれば、そういう意味で一時金という言葉を使ったんでしょうか？

というか、ボーナスを月に分割して払っているのを、一時金と称しているという理解でしょうか？ボーナスはまた別にある？

(小田桐陳述人)

ありません。

一時金を組み込んでいる方にはそれ以外には一切ないです。一時金の体系が整っている方には、一時金があるんですけども、生協だと全国にいくつかあるんですけども、他の県でやっぱり同じような募集しても人が来ないという状況があって、一時金をなくして時給に組み込んでしまって、時給を高くするという体系を、全部変えてしまったというところもいくつかあるんですけど、その県にもよるんですけども、最低賃金が上がるたびに、本来一時金の部分だったのが、その分上がらないような状況で、食いつぶされるというか、最低賃金が上がった分の時給が上がらないという県がいくつかあったんですよ。それなのでちょっとしつこいくらい、一時金ありと一時金を組み込んでいるというのを何回も繰り返してやっています。

(石岡委員)

正確な数字ではないですが、要するに、今までだったら時給900円でパートの

契約に一時金が年間 1.1 か月加わった。それが時給を上げるために一時金をなくして時給 1,000 円に、そういう計算の仕方にしたと、そういう意味ですかね？

(小田桐陳述人)

そういう意味ですね。

(石岡委員)

そういうことなんですね。

(小田桐委員)

そういうところ、すごく多いと思っています。

(秋田谷委員)

年収ベースでは変わらないけれども、見せかけの時給を高くして募集するために、一時金を時給に組み入れたと、そういう理解でいいんですね。

はい、分かりました。

(石岡部会長)

他には何かご質問等はございませんか。

よろしいでしょうか？

それでは以上で意見聴取を終わりたいと思います。小田桐さん、どうもありがとうございました。

次の陳述人をお願いします。

それでは最初に自己紹介をお願いできますか。

(竹浪陳述人)

青森県地域一般労働組合で執行委員をやっております竹浪協子（たけなみきょうこ）といたします。弘前市在住です。よろしく申し上げます。

(石岡部会長)

ありがとうございます。事前に事務局からお聞きになっているかと思えますけれども、書面を出していただいていますので、7～8分を目途にして、この書面に沿った形で意見を述べていただきます。

それでは青森県地域一般労働組合の竹浪協子さん、意見陳述をお願いいたします。

(竹浪陳述人)

よろしく申し上げます。

ひだまりユニオンは、誰でも、一人でも加入できる労働組合で、職場に労働組合がない人とか、非正規の方、あるいは非正規の方が加入できない労働組合しかない人が加入してくる場合が多いので、組合員の多くは非正規の方が多いです。

パート・アルバイト・臨時雇用の時給には最低賃金が大きく影響しています。

コロナ禍で旅行業・観光業・飲食業の受けた打撃は、凄まじいものがありました。「勤めていたホテルが倒産した。」とか、「アルバイトしていた飲食店が閉店してしまった。休業していつ再開するか分からない。」という話は身近でも聞きました。

コロナ禍に70歳の方と仕事をいっしょに探したことがあります。面接手続きはすべからくスマホからとなっており、年齢を入力すると自動的にそこから先に進めなくなることが多かったです。それでも、苦勞してやっと見つけた仕事は、マンションの廊下と玄関ホールの清掃で、記録的な猛暑の中、エアコンのない廊下とホールを4時間から6時間お掃除して、真夏の時期は家に帰ったら倒れてしまって起き上がれなかったと聞いています。真夏にエアコンなしで掃除する彼女の時給は、限りなく最低賃金に近い900円でした。年齢のこともあり相当きつかったと思います。

生活のために働く高齢者が増加しているといわれております。高齢者の時給にもやはり最低賃金が大きく影響しているものと思っています。

コロナ禍による不況と不安定な雇用に物価高騰が追い打ちをかけています。生活の実感としては、スーパーで買い物して3,500~3,600円ぐらいかなと思っていたら、レジで「4,800円です。」と言われてびっくりするという感じで、全ての品目について2割から3割ぐらい高くなったと感じています。

ひだまりユニオンでは組合員を対象に、物価高騰緊急アンケートを行いました。アンケートで最近の急激な物価高騰について、「高いと実感するのはどんな場面か」と尋ねた設問に、「スーパーの会計」と答えた人は多くいました。「大したものを買ったという認識がないために、思わずレシートを見直す。」「少ししか買っていないのに会計が3,000円を超す。」と答えています。

「物価高騰についてどのように対応しているか。」と尋ねた設問には、「極力買わない。」「お金を使わない。」「スーパーに行く頻度を減らしている。」「安いところに行って、安い食品だけを買う。」「食べるものを減らしている。」「薄暗くてもギリギリまで電気を付けない。」「食器を洗うときに、冷たくてもお湯を使わない。」「休日に外出しない。」などという回答がきました。

「食べるものを減らしている。」という回答について、コーンフレークやおにぎりをその都度食べることにして、「食事のために調理しない。」「大鍋で作り置き何度も同じものを食べる。」と書いた人がいます。

パート・アルバイト・臨時雇いで生活する人たちの実態は、とうとう日に三度の食事ができないという段階に至ろうとしているのかと思っています。

「価格が安いもやし・豆腐などを、数少なく買っている。」「ちくわ・たまご・さ

ば・もやしなど同じものばかり買う。」と書いた人もいます。健康のために栄養のバランスを考えて食べるのではなく、買える値段のものを買う、生きるために何か食べるという段階に至ろうとしているのではないかということも思っています。

「もし、あなたの時給が 1,500 円だったら何をしたいですか？」と尋ねた設問に「旅行に行ってみたい。」「車を買ってみたい。」「貯金をしたい。」という、ほっこりするような回答と並んで、「歯を治したい。」と書いた人がいます。歯医者は給料が上がらないと行けない、今や贅沢なことになったのかとも思っています。

アンケートで「最低賃金審議会に是非知って欲しい、言いたいということを書き込んでください。」とした設問には、「手取り約 12 万円、シングルマザーで児童扶養手当は貰っているが、全く足りない。養育費はもらえず、毎月ギリギリの生活。貯蓄もできず、この先不安しかない。不安のあまり胸が潰れそうで、何かできる気がしない。」「家族の認知症、老朽化した家、自分の老化、働いているが病院に来て、痛みに耐えながらでは正直しんどい。食費・水光熱費・水道料など、都会と地方の差はほとんどないのに、最低賃金が県によってどうして格差があるのか。物価高騰なのに賃金は変わらず、生活が苦しい。」と言った人がいます。

去る 7 月 12 日に青森県労連は、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を求める座り込み行動を行い、ひだまりユニオンも参加しました。座り込み参加者が青森駅前を通行中の市民の方に配付をし、最低賃金と生活についての思いを書いていた一言カードがあるんですが、それには「節約ばかりの毎日。8 時間働いて節約しないとならない。この暮らしを変えて欲しい。」「コロナ禍は病院では終わってない。忙しいのに賃金が上がってない。」という切実な訴えが書かれていました。

安い時給のために生活を維持しようとして無理を重ねて健康を損ない、さらに無理をして苦しむ生活はつらいです。現実には、そこまで至らなくても無理がどこまで続くのか。不安のあまり潰れそうだとということもあります。不安であることはとてもつらいです。

最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、パート・アルバイト・臨時雇いで生活している人のことを思って、どうか最低賃金を引き上げてください。物価高騰と同率ぐらい、2 割か 3 割ぐらいの引上げをお願いしたいです。

「最低賃金審議会の皆様に言いたいことを書いてください。」という欄に、「貧困の差がひどくならないように頑張ってください。」と書いた方がいます。何卒よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

(石岡部会長)

ありがとうございます。

ただ今の意見につきまして、皆さんからご質問等ございませんか。

よろしいですか。労働者側もよろしいですか。使用者側もよろしいですか。

それでは以上で意見聴取を終わりたいと思います。竹浪さん、どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

それでは続きまして議題の「2 青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会における議事の公開の取扱い」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

7月4日に実施させていただきました青森県地方最低賃金審議会と同じような説明になりますが、ご了承いただきたいと思います。

会議次第がついた資料の資料No.2、右下の通しページの2ページになります。

資料No.2は、昨年、令和5年4月6日に中央最低賃金審議会です承されました全員協議会報告のポイントの1枚ペーパーになります。

上から3番目、1の(3)のところに「議事の公開」という部分がございます。議事の公開につきましては、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使3者が集まって議論を行う部分については公開することが適当」とされたところでございます。

議事の公開に関しまして、青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会運営規程では、「会議は原則として公開する」とありますが、いわゆる但し書きに該当する場合には「非公開とすることができる」とされております。

今、資料として見ていただきました昨年度の全員協議会報告を踏まえまして、昨年度、青森地方最低賃金審議会におきましては、いわゆる本審につきましては、全て公開とし、専門部会につきましては、個別協議を行わない第1回及び第2回専門部会は公開といたしまして、金額審議を行う第3回以降の専門部会につきましては、公労使3者が集まって議論を行う部分は公開とし、公労または公使の2者で議論を行う個別協議の部分については非公開としておりました。

よって、今年度の審議につきましても公労使3者が集まって議論を行う部分は公開としまして、公労又は公使の2者で議論を行う個別協議の部分につきましては、非公開とすることについての確認をいただきたいというものでございます。

審議のほど、よろしく願いいたします。

(石岡部会長)

公労使3者が集まって議論する場合は公開、公労・公使の2者で議論を行う個別の部分は非公開ということですが、何かご意見等ございませんか。

よろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(石岡部会長)

それでは公労使3者が集まって議論を行う部分は公開するというので、本部会を進めていきたいと思えます。

それでは次に議題の3、「青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会の運営規定の改正」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

議事次第がついた資料の3ページ、資料No.3のところをご覧いただきたいと思えます。

今回提案させていただきますのは、青森県地方最低賃金専門部会運営規程の第3条の部分でございます。資料No.3-1が改正案で、青字で下線を引いた部分が改正の審議をお願いしたい部分になります。次の資料No.3-2が現行の規程ということになります。

改正の趣旨でございますが、テレビ会議システム、いわゆるオンライン会議を行えるようにするというものでございます。

オンライン会議につきましては、3年前の最低賃金の専門部会におきまして、コロナ禍のため委員の移動が困難となり、青森会場と八戸会場にリモートで接続をして実施したことがあります。その際は、運営規程を改正せず運用で実施したのですが、運営規程を改正して明確にしておきたいというものでございます。

専門部会運営規程第9条によりまして、規程の改正は専門部会の議決が必要であるとされておりまして、今回、議案として提案させていただくものでございます。

審議のほど、よろしく願いいたします。

(石岡部会長)

ということですが、何かご意見はございますか。
どうぞ。

(小山田委員)

確認でございます。テレビ会議システムを活用してというのは時代の流れで当然のことなのかなと思えますけれども、これは会議そのものをテレビ会議するものなのか、あるいは個別の委員の都合によって個別の委員だけZoomなどを通じて参加するというのを想定されているのか、そこら辺、教えていただければなと思えます。

(事務局 賃金室長)

例えば、どなたか委員の方が時間はとれるけれども場所的な移動が困難であるが、オンラインであれば参加できる場合、これを可能とするという趣旨ということでございます。

(小山田委員)

分かりました。

(石岡部会長)

規定の内容からしても、テレビ会議システムを利用する方法で出席することができるという仕組みなので、全体をテレビ会議でやるということはあまり想定していないんじゃないでしょうかね。ベースは、やはり出席であって、どうしても出席が難しい委員はテレビ会議で参加をすると、そういうことができるようにするという事かなと理解していました。

そういうことでよろしいですね。

ということで、本審でもそうですけれども、こういうご時世ですので、テレビ会議もできるという形にしておくということで、できる限りリアルで出席いただいて、リアルの会議でやりたいと考えております。

では、運営規程をこのように改正するという事でよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡部会長)

では、事務局案のとおり運営規程を改正することといたします。

事務局から改正された規程を配付させていただきます。

次は議題の「4 その他」について、事務局から説明をしていただけますか。

(事務局 賃金室長)

それでは配付させていただいております資料の説明をさせていただきます。

お配りさせていただいている資料には、先ほどからご説明させていただいております会議次第が付いた資料と、別冊資料といたしまして、7月10日に開催されました「第2回目安に関する小委員会」の資料、そして7月18日に開催されております「第3回目安に関する小委員会」の資料を付けさせていただきます。

では、まず会議次第が付いている資料の方でございますが、資料No.4、7ページのところをご覧くださいと思います。

資料No.4、7ページから9ページになりますが、青森県における生活保護と最低賃金の比較についての資料ということになります。

7ページが結果の概要、そして8ページから9ページが詳細部分ということで、実際の比較にあたっての計算等が書いてございます。

7ページの概要のところをご覧くださいと思いますが、令和4年度の生活保護額等が示されているデータが、現在最新のものとなりますので、その生活保

護と最低賃金を比較して、その乖離がいかかなものかというのを計算したものと
なります。

7 ページのところをご覧くださいますと、結論から言いますと生活保護の月額
が 96,898 円、それに対しまして最低賃金の月額が 119,639 円、その比較をしま
すと月額で 22,741 円、時間額換算で 162 円、最低賃金の方が上回っていたとい
う結果となっております。

この 162 円は、令和 4 年度データに基づく乖離額でございまして、昨年、令
和 5 年度は、青森県最低賃金の 45 円引上げが行われておりますので、162 円に 45 円
が加わりまして、令和 5 年度の改正後の比較でいきますと生活保護と最低賃金の
乖離では 207 円、最低賃金の方が上回っているという結果になっております。

最低賃金法第 9 条におきまして、最低賃金が 3 つの決定基準、労働者の生計費、
賃金の状況、企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるとされておきま
して、さらに生計費を考慮するにあたりましては、生活保護に係る施策との整合
性に配慮するとされているところをございまして、毎年最低賃金と生活保護
との比較を行って、乖離がないということを確認させていただいているとい
うこととなります。

資料の 10 ページ、資料 No. 5 になりますけれども、こちらが今見ていただき
ました最低賃金額と生活保護との乖離の状況について全国の状況を示した
グラフになります。上から 2 つ目に青森県、先ほどご説明しました△207
ということで、最低賃金が 207 円上回っているという状況でござい
まして、それ以外の都道府県につきましても全て最低賃金
が上回っているという結果になっております。

なお、一番下に注意書きがございしますが、この最低賃金と生活保護水準の乖
離額の比較の計算方法につきましては、平成 20 年の目安答申の中で示され
た方法、考え方によって計算されているということをおし添えたいと思
います。

引き続き、資料 No. 6、11 ページになります。こちらは春季の賃上げ状況で
ございまして、令和 6 年のところをご覧くださいますと、連合青森の集計
では加重平均で 4.01%、青森県経営者協会の算出では単純平均で 3.74%
という妥結状況結果となっております。

12 ページ、資料 No. 7 につきましては、各都道府県の人事委員会が公表
している各都道府県の県庁所在地別の標準生計費の額となっております。

また、資料 No. 8、13 ページから 14 ページに渡りましては、青森市の
標準生計費、青森市の世帯人数別標準生計費となっております。一番下
に「消費者物価地域差指数の推移」ということで、一番右、2022 年につ
きましては総合で 98.1 という数字が出ております。

資料 No. 9、15 ページから 44 ページまで、こちらが「青森県景気ウォ
ッチャー調査」というものの今年の 4 月期の調査結果となっております。
概況のところだけを見ますと、4 月の景気の現状判断 54.6 となり、前
期から 4.6 ポイント上昇し、景気の横ばいを示す 50 を上回った。先行
き判断 D I は現状判断 D I と比べて 3.1

ポイント上昇の57.7となったとされております。

資料46ページ、先ほど意見陳述をいただいた部分になりますけれども、46ページの資料No.11-1が、本日、陳述はございませんが、青森県医療労働組合連合会からの意見書となっております。内容といたしましては、「医療介護現場には国家資格を有する労働者が多数いるが、低い賃金水準に抑えられている実態にある。診療報酬・介護報酬は全国一律でありながら、賃金実態は地域間格差が大きく、最低賃金の地域間格差とリンクしている。地域間格差の是正と大幅な最低賃金引上げを求めたい。」、そういった趣旨の意見書となっております。

そして、49ページ、資料No.11-2が先ほど陳述いただいた福祉保育労の意見書、51ページが同じく先ほど意見陳述いただきましたコープ青森の意見書・陳述書、53ページが先ほど陳述いただきましたひだまりユニオンの意見書・陳述書となっております。

続きまして別冊資料について若干説明させていただきます。

「第2回目安に関する小委員会」の1枚目に「資料一覧」とあり、資料No.1からNo.6まで、参考資料1から参考資料4までとなっておりますけれども、このうち「資料一覧」のうち参考資料1の一部分についてちょっと説明させていただきます。

各ページが真ん中に載っていると同時に、右下のところに通しのページ番号を振っておりますので、主にこの通しのページ番号で説明させていただきます。通し番号のページでいきますと6ページのところをご覧ください。

1ページから「賃金改定状況調査」の結果、今年の6月と昨年の6月を比べて賃金の改定状況がどうであったかということを示す資料になっております。6ページのところが「第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」というところがございます、左の方に産業計、同じく左上に男女計、ABCとあります。このABCはランク別になっておりまして、産業計の数字を読みますと、Aランクが昨年6月から今年6月の上昇率が2.2%、Bランクが2.4%、Cランクが2.7%、総合で2.3%となっております。

その右に令和5年、1年前の時の上昇率が載っておりますけれども、Aランクを除いて全て昨年を上回る上昇率となっております。

8ページをご覧ください。8ページも同じように「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」になりますけれども、こちらと先ほどの6ページとの違いは、8ページは、昨年6月にも在籍をしていて今年6月にも在籍をしているところだけを抽出して上昇率を集計したということになります。こちらでいきますとAランクが2.7%、Bランクが2.9%、Cランクが3.1%、総合で2.8%ということになっております。

同じ資料のページをめくっていただきまして、12ページのところをご覧ください。12ページが資料No.2といたしまして、先ほどもちょっと説明させていただきました、生活保護と最低賃金の比較に関する資料ということになります。

13 ページが生活保護と最低賃金で、全国の状況になります。青森は右から2番目にございますけれども、こちらの上の方にある◇の点線が最低賃金額になります。こちらが先ほどお話しました 119,639 円の水準にあり、下の方の△の点線の方は生活扶助基準ということで、こちらが 96,898 円を示しているということになっております。

14 ページは、下の生活保護のところは全く同じグラフなのですが、上の方の◇グラフの方が令和5年度の最低賃金の引上げ額に合わせたもので、上のグラフの方はぐっと上の方にスライドしているということになっております。こちらで言うと14ページの青森の最低賃金が125,950円となっております。

15 ページのところ、こちらは先ほど議事次第が付いた資料の方で見ていただいたものと同じ資料になります。

資料No.3、16ページの資料でございますけれども、ABCランク別の未満率と影響率の推移ということになります。未満率・影響率の定義につきましては、下の方の注の2と3に書いてございますが、未満率は、「最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合」、つまり、最低賃金額を変える前の段階から既に最低賃金額を下回った法律違反の状態ということになります。影響率は、「最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回る労働者の割合」、つまり、改正の結果、影響を受ける方々ということで影響率とされています。

こちら右端の令和5年度の数値を見ますと、Aランクの未満率が2.1、一つ行においてBランクが1.6、Cランクが2.1、総合では1.9、これが未満率となっております。

一方、影響率につきましてはAランクが23.4、Bランクが20.5、Cランクが20.1、総合で21.6ということになります。

17ページ・18ページのところが、今ご説明しました全国の影響率・未満率を、今度はランク別ではなくて各都道府県別で表したグラフになります。17ページのグラフでいきますと、上の方が点線の□で影響率、下の方が未満率、青森は右から2番目にございますが、こちらでいきますと未満率が2.5%、影響率が24.7%となっております。

18ページも同じく各都道府県別の未満率・影響率になるのですが、17ページは最低賃金基礎調査を対象にしております、18ページは賃金構造基本統計調査を対象とした結果となっております。最低賃金基礎調査は、比較的規模が小さくて賃金額が低い業種を主に対象としている調査ということになりまして、18ページの賃金構造基本統計調査の結果の方に比べて未満率、影響率が高く出ているということになります。

19ページ、資料No.4は、各都道府県別の賃金分布に関する資料ということになります。こちらは大きく3つございまして、19ページに記載されておりますけれども、資料No.4-1が時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）、No.4-2が時間当たり賃金分布（一般労働者）、資料No.4-3が賃金分布（短時間労働者）と

なっております。本日の説明では資料No.4-3 短時間労働者のところだけ、資料でいきますと 27 ページ以降、通し番号でいきますと 46 ページ以降について説明させていただきます。

資料の通し番号で 46 ページを見ていただきますと。左上に東京（A）1,072 円という記載がございます。こちら、東京はAランクであるということを示しており、この 1,072 円という金額ですけれども、こちらは昨年 6 月時点の調査ということになりますので、昨年の最低賃金改定前の最低賃金額ということになります。賃金の分布でございますけれども、東京でいきますと一番高くなっているのが 1,100 円ぐらいのところにピークがあるということになっております。最低賃金額よりも高いところにある。しかしながら下の方を見ますと、大阪（A）、同じページの神奈川でいきますと、最低賃金額のところほとんどピークがあるということで、神奈川・大阪あたりでも最低賃金額の方に一番人数の多いピークがきているという状況になっております。

Cランクの状況でございますけれども、通しページの 55 ページをご覧ください。55 ページ以下に大分（C）ということでCランクが出てまいります。57 ページの右下に青森（C）がございます。こちら青森県は、昨年度改定前が 853 円でございますので、ここにピークが来ているということになります。

57 ページが短時間労働者の青森県の分布で 853 円に青森はピークがあつて、左斜め上の秋田も同じく 853 円にピークがあり、56 ページの右上に岩手がございますけれども、岩手については当時の 854 円の最低賃金額よりももうちょっと高いところに、大体 900 円ぐらいのところにピークが来ていたということになっております。

資料No.5、59 ページにつきましては割愛させていただきたいと思っております。

資料飛びまして 109 ページをご覧ください。109 ページからは委員からの追加要望資料とされておりまして、110 ページには昨年 10 月以降の消費者物価指数の上昇率の推移が載っております。こちら右端のところには 2023 年 10 月から 2024 年 5 月までの平均が載っておりまして、全国では 3.2%の上昇率、Cランクでは 3.5%という数字が示されております。以下、113 ページまでは同じく消費者物価指数の関係でございます。

114 ページに業務改善助成金の状況が載っております。業務改善助成金につきましては、その多くが設備投資に係るもので 99%の実績、設備投資の中でもシステム関連に係るものが 20%ということで、一番高かったといった結果が出ております。

116 ページは、中小企業庁が公表した「令和 5 年度取引条件改善状況調査自主行動計画フォローアップ調査結果概要」になります。こちらは平成 28 年に「未来志向型の取引慣行に向けて」が策定、公表されまして、支払条件の改善、適正化に向けて進められている取り組みの毎年の状況調査結果ということになっております。詳細は省略いたしますけれども、一部分だけ、124 ページをご覧ください。

と思います。124 ページの経年比較「価格決定のための協議の実施状況」につきましては、「前年度と比べて横ばい」ということで、あまり変化がないという結果が出ているということです。

一方で 125 ページ、経年比較による価格決定方法の適正化、変動コストの反映状況というところだと、コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格につきましては「大幅に改善している」と、発注側・受注側ともに改善しているというフォローアップ調査が出ているということでございます。

127 ページ以降は、能登半島地震についての雇用調整に関する資料になりますので、説明は省略させていただきます。

141 ページをご覧くださいと思います。こちらは、第 1 回の目安検討小委員会後の資料が追加されております。141 ページが連合の「春季賃上妥結状況」となっておりますけれども、最終集計結果が載っております。今年の賃上げ率が右端にございますが、5.10%、中小で 4.45%となっております、比較可能な 2013 年以降で最も高い結果となっております。

この他、日銀短観の雇用賃金以外、有効求人倍率の推移、倒産状況等につきまして、5 月あるいは 6 月の数値が追加修正されている状況でございます。

149 ページも同じく主要統計資料ということで、第 1 回目の目安検討小委員会の資料にその後 5 月分あるいは 6 月分が追加されているということになっております。

157 ページは、春季賃上妥結状況、先ほどと説明が重複する部分がございますが、左側の表が連合の最終集計に基づいて修正されているということになっております。

166 ページは、労働時間の毎月統計調査の結果でございますが、令和 5 年の数値が追加されておまして、それ以外の物価指数等につきましても今年の 5 月・6 月分等が追加されているという状況となっております。

最後でございますけれども、もう 1 回、会議次第がついた資料の 45 ページをご覧くださいと思います。45 ページ、資料 No.10 になりますけれども、こちらが 7 月 12 日に行われました青森県労働組合総連合からの要請文書になります。最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制を求める要望となっております。

事務局からの資料説明は以上となります。

また、本日は資料を付けてないんですけれども、産業別最低賃金の審議日程につきましては、皆様から日程確認表をいただいております、それを基に現在日程を調整中でございますので、なるべく早めに事務局案を示させていただきます、可能であれば次回、7 月 29 日の第 2 回本審におきまして、審議日程の確定をお願いするというを考えておりますので、ご報告をさせていただきます。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

何か現段階で意見交換等をしておくというようなことはございませんか。

(石岡部会長)

例の生活保護との比較ですけれど、「第2回目安に関する小委員会」の資料の通し番号15ページ、都道府県ごとの最低賃金と生活保護の乖離について、生活保護を上回っているのは当然なんだけれども、本件は長らく全国で一番その差が小さかったんですが、今回、宮城が最下位になりましたね。まだ全国で下から2番目ですけど。

さらに通し番号57ページのグラフですけれども、例年に比べると、だいぶ低い方に寄って来ていないですか？今までだと、青森がどちらかと言うとダントツで最低賃金の方に寄っていたんですけれど。

例えば、同じページの鹿児島などを見ると。しかも鹿児島の人数は青森の倍はありますよね。

それから秋田・宮崎・鳥取なども最低賃金のところにダントツの山がある。この山が他県もそういう山に近くなってきている。どちらかと言うと昔は青森がダントツにそういう形に近かったんだけれど。ちゃんと比較をしたわけではないので感覚的な話ですけれど。

他に何か、今日の段階で意見交換しておくようなことは特にありませんか。

他に事務局から何かありますか。

(事務局 賃金室長)

いえ、特にございません。

(石岡部会長)

それでは、皆様から特にございませんか。よろしいですかね。

それでは何もなければ本日の専門部会についてはこれで終了したいと思います。

どうもお疲れ様でした。